

水道だより

私たちの暮らしの中の水道 vol.17

令和4年8月16日発行
上下水道管理課

☎237-5811 FAX 237-5819

身近にある水道について知っていただくために、水道事業の現状・課題・経営状況をシリーズでお伝えしています。今回はご家庭での漏水対応についてお知らせします。

水漏れを発見したら

対応者

漏水事例

問い合わせ先

個人



修理業者などへ依頼(有料)

● 宅地内

※ 住居などを解体する際に宅地内の水道管等を破損した場合は、原因者が対応・費用負担

● 蛇口・水洗トイレ

● 給湯器・太陽熱温水器

津市水道指定給水装置工事事業者
(水道指定工事店)

HP 津市 水道指定給水装置工事事業者 検索



水道指定工事店、器具販売店、ハウスメーカーなど

器具販売店、ハウスメーカーなど

津市



● 公道・公道から水道メーターまでの漏水

● 水道メーター付近の漏水で、漏水場所が不明確なもの

● 集合住宅などの第2止水栓(水道メーター)の漏水

※ 2階以下の集合住宅で市が設置したメーターに限る。

水道工務課

☎237-5814 FAX 237-1210

宅地内の配管は個人の所有物です

宅地内の配管は個人の所有物ですが、右図が示す通り、公道から水道メーターまでの漏水は、津市が修理などの維持管理を行っています。

その他、ご不明な点は水道工務課へお問い合わせください。

問い合わせ 水道工務課

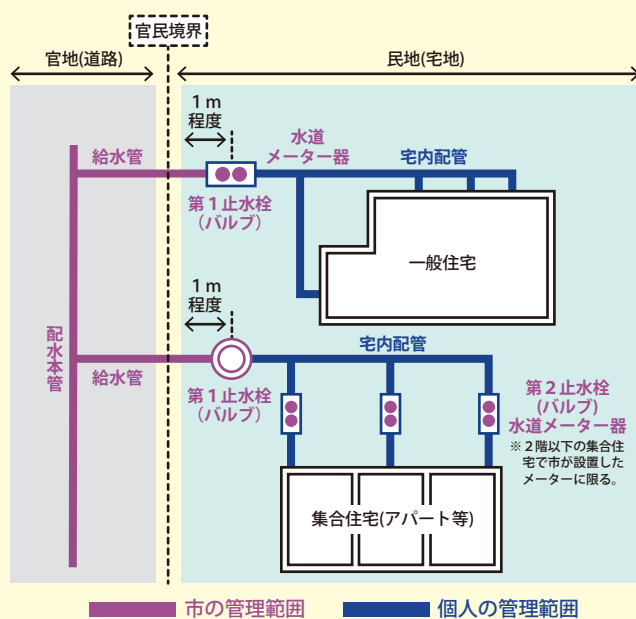
☎237-5814 FAX 237-1210

無料で漏水調査をしています

宅地内のどこで漏水しているか分からない場合や漏水が疑われる場合は、上下水道サービスセンターへお問い合わせください。

問い合わせ 上下水道サービスセンター

☎237-5821 FAX 239-0512



今の水道を維持することはもちろん、50年先、100年先の世代まで安定して水道水を届け続けるのは、今を生きる私たちの責任です。